

副 本

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

令和6年10月17日

証 拠 説 明 書 (B号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



同

江 口 正 夫



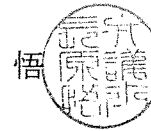
同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

川 島 慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙B号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙B第177号証

証拠の標目	震度と加速度 (国土交通省気象庁ウェブサイト https://www.data.jma.go.jp/egev/data/kyoshin/kaisetsu/comp.html よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年10月2日(印刷日)
作成者	気象庁
立証趣旨 【分類③】	本書証は、気象庁が震度、加速度等について解説したウェブサイトである。 本書証によって、気象庁が、「実際の地震波はさまざまな周期の波が含まれているので、震度7が加速度で何g a 1に相当すると言えません」と説明していること(準備書面(35)第2の2(1)ウ(7)(5頁))を明らかにする。

乙B第178号証

証拠の標目	津波について (国土交通省気象庁ウェブサイト https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/faq/faq26.html よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年10月2日(印刷日)
作成者	気象庁
立証趣旨 【分類③】	本書証は、気象庁が津波について解説したウェブサイトである。 本書証によって、津波の高さと遡上高が異なる概念であること(準備書面(35)第2の3(1)イ(1)d(13頁))を明らかにする。

乙B第179号証

証拠の標目	能登半島地震と新潟県中越沖地震の工学的特徴 (東京大学ウェブサイト https://soil.en.a.u-tokyo.ac.jp/jsidre/search/PDFs/08/08S05-01.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成20年
作成者	青山咸康
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、平成19年能登半島地震及び新潟県中越沖地震に関する論文である。</p> <p>本書証によって、K-NET富来観測点の設置地盤は、表層5メートル程度に火山灰質粘性土が堆積していること(準備書面(35)第2の3(2)イ(1)a(16頁))を明らかにする。</p>

乙B第180号証

証拠の標目	「北國新聞」令和6年1月19日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年1月19日
作成者	株式会社北國新聞社
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、令和6年能登半島地震に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、K-NE T富来観測点が設置されている旧富来町と、本件原子力発電所が設置されている旧志賀町とでは地震の揺れが大きく異なること（準備書面(35)第2の3(2)イ(i)a(16頁))を明らかにする。</p>

乙B第181号証

証拠の標目	<p>日本の原子力発電所の地盤における斜長石の曹長石化と鉍物脈法による断層活動性評価</p> <p>(J-STAGEウェブサイト https://www.jstage.jst.go.jp/article/geosocabst/2023/0/2023_201/_pdf/-char/ja よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年9月
作成者	石渡明
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、令和5年9月に開催された、日本地質学会第130年学術大会における発表である。</p> <p>本書証によって、鉍物脈法は、本件原子力発電所以外の原子力発電所の新規制基準適合性審査においても用いられている実績のある手法であること（準備書面(35)第3の3(1)イ(31頁))を明らかにする。</p>